

家庭用品品質表示法施行令

家庭用品品質表示法の1部を改定する政令

平成12年1月26日 水曜日 官 報 第2795号



目次

家庭用品品質表示法施行令を一部改正する政令(一九)

政令第一九号

一 家庭用品品質表示法施行令を一部改正する政令

内閣は、家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号)第二条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

家庭用品品質表示法施行令(昭和三十七年政令第三百九十号)の一部を次のように改正する。別表第四号に次のように加える。

改正する政令

(三十) 浄水器(飲用に供する水を得るためのものであって、水道水から残留塩素を除去する機能を有するものに限る)

この政令は平成十四年四月一日から施行する。

通商産業省告示第四十一号
家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号)第三条の規定に基づき、雑貨工業品品質表示規程(平成九年通商産業省告示第六百七十二号)の一部を次のように改正し、平成十四年四月一日から適用する。

平成十二年一月二十六日

通商産業大臣 藤野 鷹司

一	材料の種類
二	ろ材の種類
三	ろ過流量
四	使用可能な最小動水圧
五	浄水能力
六	ろ材の取換時期の目安
七	使用上の注意

別表第一に次のように加える。

三十一 浄水器

(一) 材料の種類に關しては、浄水器本体、ホースその他の部分品の接水する部位に主として使用される材料の名称をそれぞれ適正に表示することとし、母にその材料が合成樹脂であるときは合成樹脂加工品品質表示規程(平成九年通商産業省告示第六百七十二号)第二条第一号の規定に準じて表示すること、および、めっき、塗膜等を施してあるものについては、材料の名称を示す用語の次に括弧を付してその目を付記することができ

(二) ろ材の種類については、主たる浄水作用に係るろ材又は媒体(ろ過、吸着又は化学作用により水質に係る物質の除去又は減少の目的で使用される材料をいう。ただし、ろ材の流出防止等の目的で

使用されるものを除く。以下同じ)の種類を適正に表示することとし、特にその種類が次の表の上欄に掲げるろ材の種類に属するものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げるろ材の種類を示す用語を用いて表示すること、この場合において、ろ材の種類を示す用語の次に括弧を添えてろ材の材料の種類を示す用語を付記することができる。また、材料として繊維を使用したものについては、繊維製品品質表示規程(平成九年通商産業省告示第五百五十八号)第六條第一項の規定に準じて表示すること、なお、二種類以上のろ材を使用している場合には、それぞれろ材ごとにそのろ材の種類を示す用語を用いて表示すること。

ろ材の種類	ろ材の種類を示す用語
活性炭繊維、粒状活性炭、粉状活性炭及びそれらを成型したもの	活性炭
綿布	綿布
不織布	不織布
多孔質平膜	多孔質平膜
多孔質中空線維膜	中空線維
逆浸透膜	逆浸透膜

(三) ろ過流量の表示に關しては、日本工業規格の三二〇一(家庭用浄水器試験方法)の大・一に定めるろ過流量試験の測定方法により得た数値をリットル単位で表示すること、この場合におけるろ過の許容範囲は、その流量を表す数値のマイナスイヤパーセントとすること、

(四) 使用可能な最小動水圧の表示に關しては、次のイ及びロに掲げることによることとし、その動水圧をメガパスカル

単位又は半ロパスカル単位で表示すると、(a)分式のものを除く、この場合における測定の前記範囲は、その動水圧を表示数値のマイナスイナスターセントとすること。

イ 圧力の測定は、日本工業規格JIS 5050(フルトン)管圧力計に規定する1・6級のフルトン管圧力計又はこれと同等以上の精度を有する圧力計を用いて測定すること。

ロ 使用可能な最小動水圧は、毎分0・五リットル以上の流量が確保できる動水圧とすること。(b)試験式のものに限り、

(b) 浄水能力の表示に関しては、次のイからホに掲げることにすること。この場合において、除去対象物質に対する除去率及び浄化率の試験方法は日本工業規格JIS 3301(家庭用浄水試験方法)に規定されているものについては、当該試験方法によること。

イ 浄水能力は、除去対象物質の名称を添付用紙に記述することとし、その用途の次に掲げる事項をその添付用紙に記述することとし、その添付用紙は日本工業規格JIS 3301(家庭用浄水試験方法)に適用を規定した試験方法のある旨を付記すること。この場合において、添付用紙はリットル単位で表示することとし、その場合の試験の許容範囲はその添付用紙に示す数値のマイナスイナスターセントとする。

ロ 除去対象物質の名称については、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、その名目(別表の下欄に掲げる除去対象物質の種類の記号)を添付するものとする。ただし、当該添付用紙を用いて表示するものは、

除去対象物質の区分	除去対象物質の種類の記号を示す用語
除去対象物質	除去対象物質
濁り(水中浮遊性粒子等の濁り)を発生させる物質	濁り

揮発性有機化合物	
クロロホルム	
プロモシクロロメタン	
ジブロモクロロメタン	
プロモホルム	
テトラクロロエチレン	
トリクロロエチレン	
1・1・1-トリクロロエタン	
総トリハロメタン	
ニクロロロロ・六一ビスエチルアミノ・三・五・トリアジン	
ニメチルイソボルネオール	
単金属	
溶解性鉛	

備考

1 総トリハロメタンの用語を用いる場合については、日本工業規格JIS 3301(家庭用浄水試験方法)の六・二・三に規定する区分内容とする。

2 除去対象物質の種類を示す用語のうち、ニクロロロロ・六一ビスエチルアミノ・三・五・トリアジン及びニメチルイソボルネオールについては、除去対象物質の種類を示す用語として通常使用している略称に代えることができる。

ハ 添付用紙に記述する場合は、日本工業規格JIS 3301(家庭用浄水試験方法)の六・三の規定に係る試験方法において当該除去対象物質が八パーセントに低下するまでの添付用紙を添付すること。ただし、当該試験方法の(ロ)及び(イ)の規定に準じて表示する場合は、八パーセントに低下するまでのいずれか早い方までの添付用紙を添付すること。

(c) ろ材の交換時期の目安については、適切な交換時期については具体的にわかりやすく表示すること。

(d) 使用上の注意の表示に関しては、次に掲げる事項を添付用紙に記載して表示すること。ただし、当該表示事項がない場合にはこの限りではない。

イ 水道水など通常の飲料に供する水を使用する旨。

ロ ろ材の交換時期の目安は使用水量、水質、水圧に大きく異なることがある旨。

ハ 添付用紙を破損しない旨。

ニ 浄水した水はできるだけ早く使用する旨。

ホ 夜間など長時間使用しなかった場合においては、水質悪化のおそれがあるため適切な放置時間とする旨。

ヘ 凍結の恐れのある場所に設置する場合は、内部を凍結させないよう注意する旨。

(e) 表示には、改良した型の圧容又は各種及び住所又は電話番号を付記すること。

(f) 表示は、最小販売単位として、消費者の見やすい箇所にわかりやすく記載すること。ただし、標記上の位置については、ラベルの貼り付け等本体から容易に離れない方法で行うこと。また、交換用ろ材販売される場合は、それぞれ該当する添付事項のみを表示すること。